

## 関係者ヒアリングで示された意見の概要

平成26年2月24日

第4回の文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会において、裁定制度の在り方等について関係者からヒアリングを行った。

関係者から示された意見の概要は、以下のとおりである。

なお、<>内では関係者の略称を記載し、正式名称は本資料の末尾に記載している。

### 1 「相当な努力」の要件等について

- 個人情報保護の潮流により、検索や照会等による情報の取得が困難になってきているほか、名簿・名鑑類については更新版の発行がない場合が多く、情報の有効性が下がってきていること、古い資料を裁定対象としているため、公開調査による判明率も低いこと、取得した住所等の情報が古くて無効である等の理由により連絡がとれないこと等の問題があるため、一部の調査方法の簡素化については検討の余地があるのではないか。<国会図書館>
- 「相当な努力」の要件のうち、「エ. 利用しようとする著作物等と同種の著作物等の販売等を行う者への照会」は困難。国立美術館所蔵作品の作家には、個人画集の出版にも至らない作家も数多いため、そのような作家の連絡先について、同種の著作物等の販売を行う出版者が存在する可能性は低い。<国立美術館>
- 「相当な努力」の要件のうち、「エ. 利用しようとする著作物等と同種の著作物等の販売等を行う者への照会」については、放送番組の二次利用の場合、民放局への照会ということになるが、先方の業務負担も大きく、また、たとえ住所等が分かっても（個人情報保護等の問題から）教えてもらえるとは限らないため、実質的には機能していない。<NHK>
- a R m a では、C P R A、音事協等の管理情報等を集約した、映像コンテンツの二次利用許諾システムである「ARMs（アームス）」を活用し、放送事業者に代わって不明権利者の探索を行っているが、必要な調査項目のうちの多くがARMs内のデータベースの照合のみで終わられる。ただ、「相当な努力」の要件のうち、著作権情報センター（C R I C）のホームページへ掲載することについては、時間と手間を取るものの、30日の掲載期間中に権利者が判明した実績はゼロである。ただし、30日の期間経過後も掲載しておくことにより、後に判明した実績はある。<a R m a >
- 「相当な努力」の要件のうち、C R I Cのホームページへ掲載することについては、掲載と同時に裁定の申請ができるようにした上で、30日間では名乗り出る権利者はいないため、掲載期間を延ばすのがよいと考える。また、C R I Cだけでなく、権利者団体のホームページへの掲載も可としてほしい。<NHK>

## 2 再裁定等について

- 再裁定の場合、初回の裁定の際に提出した資料以上の新たな情報源がほとんど期待できず、公開調査により連絡先が判明する事例も少ない。事務作業としては、最初に裁定した際の資料を改めて提出した上で、新たに判明した事実があれば追加して提出している。〈国会図書館〉
- 当館に対して、裁定を受けてインターネット公開している資料画像の利用に係る問合せがあるが、再度利用者が裁定を受けなければ二次利用することができず、公的に作られたデジタルアーカイブの活用が困難になっている。このため、裁定を受けた著作物、著作者等をデータベース化するという形で裁定結果を共有できるようにすることや、一旦行われた裁定について、第三者が裁定申請をする根拠としてより簡易に活用できるようにすることで、更に裁定制度も使いやすくなるのではないか。〈国会図書館〉
- 現在の5年という裁定利用期間が経過した後に、(同一の申請者が)同一の著作物を再利用する場合、再裁定申請は不要とし、補償金の支払いのみとして欲しい。〈NHK〉

## 3 補償金の在り方について

- これまでのところ、供託した補償金が著作権者に支払われたことがなく、現実に著作権者の利益とはなっていない。また、大量の資料デジタル化に伴う裁定について、個別の著作物ごとに供託を行うことは、文化庁や裁定申請者だけではなく国の供託事務にも大きな影響を与えらる。〈国会図書館〉
- 当館に関しては、裁定を受けた著作物の著作権者から補償金の請求があった場合には、法的な根拠があれば然るべく補償を行うことも考えられる。また、補償金自体についても、5年という裁定利用期間や補償金の算定方法については、検討の余地があると考えられる。〈国会図書館〉
- 補償金額に比して供託金の還付手続きが煩雑なため、裁定後に権利者の所在が判明したとしても、還付を受けずに(NHKから権利者へ)使用料を支払うことになる。また、還付されなかった補償金は国庫に入るため、補償金が権利者のために活用される制度とすべき。〈NHK〉

## 4 その他

- 現在、著作権者不明のままとなっている作品(所蔵作品のおよそ19%)については、追って裁定制度の利用についても検討したいが、その利用に係るタスクにかかるマンパワーが十分にあるというわけではない。〈国立美術館〉

- 経費と手間を考慮すると、全ての番組の二次利用について裁定制度を利用することはできない。場合によっては、リスクを負いながら二次利用することになる。＜NHK＞
- NHKアーカイブスについては、裁定制度を利用することがコスト的に難しいため、権利処理が難しいものはそもそも掲載していない。＜NHK＞
- 不明権利者を生まない、不明権利者が名乗り出やすい制度設計をすべきである。＜a R m a、NHK同旨＞
- 例えば、放送番組に限り、権利者が権利行使するためには、a R m aのような権利者団体が多く加盟している団体に権利を委任すること、あるいは連絡先だけでも登録すること、などの要件を設け、それ以外は不明権利者として扱うといった制度を検討してはどうか。＜NHK＞
- 拡大集中許諾制度について、a R m aのような団体が不明権利者に関する許諾の事務権限を担える可能性はあるが、(団体に委託せず、)自身で著作権等を管理している権利者にまで効力が及ぶことは問題。＜a R m a＞

## 5 ヒアリング団体一覧（発表順）

国立国会図書館＜国会図書館＞

独立行政法人国立美術館＜国立美術館＞

一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構＜a R m a＞

日本放送協会＜NHK＞

(以上)